



島根県報

令和6年1月30日（火）

第 4 8 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和6年2月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数の一部改正	（健 康 推 進 課）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
保安林の指定（2件）	（ ” ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（6件）	（中 小 企 業 課）	4
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ ” ）	9

【公 告】

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務に係る提案競技の実施	（情報システム推進課）	10
公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	15
公共測量の終了（2件）	（ ” ）	15

【特定調達公告】

電子調達システム（第4期システム）に係る随意契約の相手方等	（土 木 総 務 課）	15
-------------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第61号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年2月14日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第62号

島根県国民健康保険条例の規定により知事が定める国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数（平成30年島根県告示第10号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

2の項中「0.8647704549137」を「0.8746901844460」に改め、4の項中「0.8747713609288」を「0.8801787614386」に改め、6の項中「0.8971869159900」を「0.9104326695247」に改める。

島根県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
中山・長福地区（3工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	津和野町役場

島根県告示第64号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市大社町杵築北字稲佐3016-2、字滝坂下西平3053-1、3053-2、字稲佐平3158-3、3158-24

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字稲佐3016-2・字滝坂下西平3053-1・3053-2・字稲佐平3158-3・3158-24（以上5筆について次の図に

示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第65号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市田頼町字鈴廻62-1、字車山1625-3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第66号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市田頼町字八幡谷85、字車山1612-3、1613、1625-14、字楨廻147-4、字大平1591

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字八幡谷85・字車山1612-3・1613・1625-14・字横廻147-4・字大平1591（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第67号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン浜田 島根県浜田市港町227番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社冒険王 広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号 堀岡 宏至（令和5年5月28日退店）

株式会社不二家神戸 兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1 高田 裕幸

エステールホールディングス株式会社 東京都渋谷区神宮前四丁目26番21号 丸山 雅史

（変更後）株式会社不二家神戸 兵庫県神戸市西区高塚台五丁目4番地1 八木 隆之（令和5年7月1日代表者変更）

エステールホールディングス株式会社 東京都中央区銀座一丁目19番7号 丸山 雅史（令和5年6月29日住所変更）

(4) 変更の年月日

(3)のとおり

2 届出年月日

令和6年1月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市産業経済部商工労働課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第68号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール出雲 出雲市渡橋町1066番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
三井住友信託銀行株式会社 支配人 高岡 良典 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号（営業所：東京都港区芝三丁目33番1号）
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）三井住友信託銀行株式会社 支配人 森本 新吾
（変更後）三井住友信託銀行株式会社 支配人 高岡 良典
- (4) 変更の年月日
令和5年4月1日

2 届出年月日

令和6年1月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第69号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社今井書店 島根県松江市殿町63番地 船木 徹 (令和5年8月27日退店)

エステールホールディングス株式会社 東京都渋谷区神宮前四丁目26番21号 丸山 雅史

株式会社ナルミヤ・インターナショナル 東京都港区芝公園二丁目4-1 石井 稔晃

楽天モバイル株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天グリムゾンハウス 矢澤 俊久

株式会社ウィゴー 東京都渋谷区恵比寿南一丁目16番3号 供田 恭輔

(変更後) エステールホールディングス株式会社 東京都中央区銀座一丁目19番7号 丸山 雅史 (令和5年6月29日住所変更)

株式会社ナルミヤ・インターナショナル 東京都港区芝公園二丁目4-1 國京 紘宇 (令和5年5月23日代表者変更)

楽天トータルソリューションズ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号楽天グリムゾンハウス

染川 芳宏 (令和5年4月1日名称及び代表者変更)

株式会社ウィゴー 東京都港区芝浦四丁目15番33号 供田 恭輔 (令和5年10月23日住所変更)

株式会社紀伊國屋書店 東京都新宿区新宿三丁目17番7号 高井 昌史 (令和5年11月10日入店)

(4) 変更の年月日

(3)のとおり

2 届出年月日

令和6年1月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第70号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン斐川 島根県出雲市斐川町大字上直江1321番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 岡村 廣志 島根県松江市東出雲町揖屋1987-2 (令和5年9月30日退店)
(変更後) 野村 美由記 島根県出雲市荻杼町539番地8 (令和5年5月1日入店)
- (4) 変更の年月日
(3)のとおり

2 届出年月日

令和6年1月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

- (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第71号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エステールホールディングス株式会社 東京都渋谷区神宮前四丁目26番21号 丸山 雅史

(変更後) エステールホールディングス株式会社 東京都中央区銀座一丁目19番7号 丸山 雅史（令和5年6月29日住所変更）

(4) 変更の年月日

(3)のとおり

2 届出年月日

令和6年1月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市駅前町17-1）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ゆめタウン江津 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社グッドアイ 広島県広島市佐伯区五日市町昭和台35番地の6 山寄 隆治

株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩井一丁目48番14号 木山 剛史

(変更後) 株式会社グッドアイ 広島県広島市佐伯区五日市町大字昭和台35番地の6 山寄 隆治 (住所錯誤)

株式会社東京デリカ 東京都葛飾区新小岩井一丁目48番14号 木山 剛史 (住所錯誤)

山陰パナソニック株式会社 島根県出雲市渡橋町416番地 渡部 幸太郎 (令和5年10月1日入店)

(4) 変更の年月日

(3)のとおり

2 届出年月日

令和6年1月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工観光課 (江津市江津町1525番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール出雲 出雲市渡橋町1066番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三井住友信託銀行株式会社 支配人 高岡 良典

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 (営業所：東京都港区芝三丁目33番1号)

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 1632台

(変更後) 1196台 (第5から第7まで、第9及び第10駐車場の閉鎖)

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 23箇所

(変更後) 14箇所 (第5から第7まで、第9及び第10駐車場の閉鎖)

(4) 変更する年月日

令和6年9月20日

2 届出年月日

令和6年1月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務に係る予定事業者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務

(2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 島根県遠隔地バックアップシステム構築業務

令和6年4月1日から同年9月30日

イ 島根県遠隔地バックアップシステム運用保守業務

令和6年10月1日から令和11年9月30日

(4) 提案価格の上限額

島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務費用

77,654,742円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和6年度 7,668,936円

令和7年度 15,337,872円

令和8年度 15,337,872円

令和9年度 15,337,872円

令和10年度 15,337,872円

令和11年度 8,634,318円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和6年1月30日（火）から同年2月9日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課 ネットワーク管理係

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

(1) 提案競技参加資格確認申請書 1部

(2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

(3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。

(4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しな

い。)

- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 10部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和6年2月22日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和6年3月14日（木）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日正午までに必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課ネットワーク管理係

電話 0852-22-5701 F A X 0852-22-5969

電子メール network-kanri@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和6年2月9日（金）正午までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和6年2月19日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。ただし、場合によっては質問後速やかに回答することがある。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 島根県遠隔地バックアップシステム構築運用保守業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 本業務の予算は、令和6年2月議会へ提案予定であり、予算が成立しない場合は、本業務の執行は行わない。また、契約締結時期は、令和6年当初予算成立後とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required : Remote Backup System for Shimane Prefectural Government
1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents : 3 : 00 p.m. 14 March 2024

(3) For further details contact : Information System Promotion Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5701

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年1月15日から同年3月15日まで
- 3 作業地域
安来市宇賀荘町、清井町及び清瀬町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年1月18日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年9月22日から令和6年1月18日まで
- 3 作業地域
出雲市湖陵町畑村地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年1月18日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和5年8月8日から令和6年1月9日まで
- 3 作業地域
益田市乙吉町地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平

成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和6年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

電子調達システム(第4期システム)開発及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部土木総務課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年12月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

島根県電子調達システム共同企業体

代表者 日本電気株式会社山陰支店 支店長 宮尾 修二 鳥取県米子市東町171番地

構成員 株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額

626,627,980円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。